

幼児教育・保育の無償化の概要と必要手続きについて

令和2年(2020年)7月現在

令和元年(2019年)10月1日から、国による幼児教育・保育の無償化が始まりました。

3歳から5歳児までの子どもの、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設などの利用料が無償化されます。

(0歳～2歳児の子どもは、市町村民税非課税世帯に限って無償化の対象となります)

利用される施設によって、必要となる手続き、無償化の対象となる費用や上限額が異なりますので、以下の表でご確認ください。

利用施設	利用者(市民)の方	施設設置者	特記事項
私立幼稚園 (新制度未移行) 雲雀丘学園幼稚園 生成幼稚園 宝塚武庫山幼稚園 宝塚南口幼稚園 花屋敷幼稚園 ルンビニ学園幼稚園 宝塚ふたば幼稚園 雲雀丘学園中山台幼稚園 野上幼稚園 すみれ幼稚園 市外の新制度未移行幼稚園	<p>【必要となる手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「施設等利用費給付認定」が必要となります。認定申請書は幼稚園を通じて配布しますので、市へご提出ください。 <p>【無償化の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月の保育料が月額 25,700 円まで無料となります。 ○ 毎月の保育料が月額 25,700 円未満の場合、入園料の一部について、施設等利用費が支給されます。 ○ 無償化の対象は、保育料と入園料のみです。 ○ 無料となる保育料(施設等利用費)は、市から幼稚園に支払いますので、保護者から幼稚園へのお支払いが不要となります。 (月額保育料が 25,700 円を超えている場合は、超えた分のみ幼稚園への支払いが必要です) ○ 入園料に対する施設等利用費は、年度末に市から保護者へ支給いたします。手続きは後日、通知いたします。 	<p>【必要となる手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等利用費給付の対象施設の確認が必要となります。 市へ幼稚園認可申請書の写しをご提出ください。 ○ 保育料に給食費が含まれている場合は、必ず分離してください。 また、保育料に実費も含まれている場合は、実費相当額も必ず分離してください。 ○ 保育料にかかる施設等利用費は、施設にお支払いしますので、保護者からは月額 25,700 円を超える分のみ保育料を徴収してください。 	
私立幼稚園(新制度未移行) における預かり保育 ※保育の必要性が認められた方のみが対象 となります。	<p>【必要となる手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「施設等利用費給付認定」(保育の必要性の確認)が必要となります。 認定申請書は後日、幼稚園を通じて配布しますので、市へご提出ください。 ○ 預かり保育利用料はこれまでどおり幼稚園にお支払いいただき、領収証等を受け取ってください。 ○ 後日、保護者の方からの請求に基づいて、市から保護者へ施設等利用費を支給いたします。 請求方法は、認定手続きの際にお知らせいたします。 	<p>【必要となる手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等利用費給付の対象施設の確認が必要となります。 市へ確認申請書をご提出ください。 ○ 利用料はこれまでどおり保護者から徴収し、領収証等を発行してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育の必要性とは、月 64 時間以上の就労、病気療養、親族介護などの理由により子どもの保育ができない状況をいいます。 詳細は、利用する施設から配布される案内をご確認ください。

幼児教育・保育の無償化の概要と必要手続きについて

令和2年(2020年)7月現在

	<p>【無償化の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 預かり保育の利用料のうち、日額 450 円×利用日数（上限月 11,300 円★）まで施設等利用費が支給されます。 ○ 施設等利用費は、市から保護者へ支給いたします。手続きは後日、通知いたします。 ○ 認可外保育施設と併用した場合、一定の条件を満たせば、無償化の対象となります。 		<p>★ 市町村民税非課税世帯の満3歳児は、上限月 16,300 円。</p>
<p>新制度移行幼稚園 宝塚厚生幼稚園 市外の新制度移行幼稚園</p> <p>認定こども園(1号・教育認定)</p> <p>自然幼稚園 めぐみ学園幼稚園 逆瀬川幼稚園 市外の認定こども園</p>	<p>【必要となる手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ありません。 <p>【無償化の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまで市町村民税課税額に基づいて決定していた毎月の保護者負担金（保育料）が無料となります。 ○ ただし、これまで保護者負担金に含まれていた副食費（おかず・おやつ代）は無償化の対象外とされましたので、副食費相当分のお支払いは必要です（各施設へのお支払いとなります）。 ○ 主食費、延長保育料、その他各施設がこれまで徴収していた実費は、引き続きお支払いください。 <p>ただし、低所得者等世帯は副食代は免除となります。低所得者等世帯の具体的な範囲については、後日お知らせいたします。</p>	<p>【必要となる手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 副食費が施設型給付費及び利用者負担額から除かれます。副食費については、各施設において保護者から徴収してください。 ○ ただし、低所得者等世帯は免除となりますので、徴収不要です。 	
<p>新制度移行幼稚園 認定こども園(1号・教育認定) における預かり保育</p> <p>※保育の必要性が認められた方のみが対象となります。</p>	<p>【必要となる手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「施設等利用費給付認定」（保育の必要性の確認）が必要となります。 ○ 認定申請書は後日、各施設を通じて配布しますので、市へご提出ください。 ○ 預かり保育利用料はこれまでどおり各施設にお支払いいただき、領収証等を受け取ってください。 ○ 後日、保護者の方からの請求に基づいて、市から保護者へ施設等利用費を支給いたします。 ○ 請求方法は、認定手続きの際にお知らせいたします。 	<p>【必要となる手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等利用費給付の対象施設の確認が必要となります。 ○ 市へ確認申請書をご提出ください。 ○ 利用料はこれまでどおり保護者から徴収し、領収証等を発行してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育の必要性とは、月 64 時間以上の就労、病気療養、親族介護などの理由により子どもの保育ができない状況をいいます。 ○ 詳細は、利用する施設から配布される案内をご確認ください。

幼児教育・保育の無償化の概要と必要手続きについて

令和2年(2020年)7月現在

	<p>【無償化の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 預かり保育の利用料のうち、日額 450 円×利用日数（上限月 11,300 円★）まで施設等利用費が支給されます。 ○ 施設等利用費は、市から保護者へ支給いたします。手続きは後日、通知いたします。 ○ 認可外保育施設と併用した場合、一定の条件を満たせば、無償化の対象となります。 		<p>★ 市町村民税非課税世帯の満3歳児は、上限月 16,300 円。</p>
市立幼稚園	<p>教育委員会学事課 (TEL0797-77-2366) へお問い合わせください。</p>		
市立幼稚園 における預かり保育	<p>教育委員会学事課 (TEL0797-77-2366) へお問い合わせください。</p>		

幼児教育・保育の無償化の概要と必要手続きについて

令和2年(2020年)7月現在

利用施設	利用者(市民)の方	施設設置者	特記事項
<p>認可保育施設 保育所 小規模保育施設(非課税世帯のみ) 認定こども園(2号・3号)</p>	<p>【必要となる手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ありません。 <p>【無償化の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまで市町村民税課税額に基づいて決定していた毎月の保護者負担金(保育料)が無料となります。 ○ ただし、これまで保護者負担金に含まれていた副食費(おかず・おやつ代)は無償化の対象外とされましたので、副食費相当分のお支払いは必要です(各施設への<u>お支払い</u>となります)。 ただし、低所得者等世帯は副食代は免除となります。低所得者等世帯の具体的な範囲については、後日お知らせいたします。 ○ 主食費、延長保育料、その他各施設がこれまで徴収していた実費は、引き続きお支払いください。 	<p>【必要となる手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 副食費が施設型給付費及び利用者負担額から除かれます。副食費については、各施設において保護者から徴収してください。 ただし、低所得者等世帯は免除となりますので、徴収不要です。 	
<p>認可保育所等 における一時預かり</p> <p>※保育の必要性が認められた方のみが対象となります。</p>	<p>【必要となる手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「施設等利用費給付認定」(保育の必要性の確認)が必要となります。 認定申請書は後日、認可保育所を通じて配布する予定ですので、市へご提出ください。 ○ 一時預かり利用料はこれまでどおり認可保育所にお支払いいただき、領収証等を受け取ってください。 ○ 後日、保護者の方からの請求に基づいて、市から保護者へ施設等利用費を支給いたします。 請求方法は、認定手続きの際にお知らせいたします。 <p>【無償化の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一時預かり利用料のうち、月額 37,000 円(★)まで施設等利用費が支給されます。 ○ 施設等利用費は、市から保護者へ支給いたします。 	<p>【必要となる手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設等利用費給付の対象施設の確認が必要となります。 市へ確認申請書をご提出ください。 ○利用料はこれまでどおり保護者から徴収し、領収証等を発行してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認可外保育施設、病児保育、ファミリーサポート、ベビーシッターと併用した場合は、合算して月額 37,000 円が上限となります。 <p>★ 市町村民税非課税世帯の0歳～2歳児の子どもは月額 42,000 円。</p>

幼児教育・保育の無償化の概要と必要手続きについて

令和2年(2020年)7月現在

利用施設	利用者(市民)の方	施設設置者	特記事項
<p>指定保育所</p> <p>※保育の必要性が認められた方のみが対象となります。</p>	<p>【必要となる手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ありません。 <p>【無償化の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまで市町村民税課税額に基づいて決定していた毎月の保護者負担金(保育料)が無料となります。 ○ 保育料以外の費用はこれまでどおり保護者負担となりますので、引き続き施設にお支払いください。 	<p>【必要となる手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等利用費給付の対象施設の確認が必要となります。 市へ確認申請書をご提出ください。 ○ 毎月の保育料のみが無償化の対象となりますので、その他の実費については、各施設において保護者から徴収してください。 	
<p>認可外保育施設 事業所内保育</p> <p>※保育の必要性が認められた方のみが対象となります。</p>	<p>【必要となる手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「施設等利用費給付認定」(保育の必要性の確認)が必要となります。認定申請書は後日、認可外保育施設を通じて配布する予定ですので、市へご提出ください。 ○ 保育料はこれまでどおり認可外保育施設にお支払いいただき、領収証等を受け取ってください。 ○ 後日、保護者の方からの請求に基づいて、市から保護者へ施設等利用費を支給いたします。 請求方法は、認定手続きの際にお知らせいたします。 <p>【無償化の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、<u>国の定める指導監督基準を満たしている施設が対象</u>です(基準を満たしていない施設も、5年以内は対象施設です)。 ○ 毎月の保育料のうち、月額37,000円(★)まで施設等利用費が支給されます。 ○ 無償化の対象は、保育料のみです。 ○ 施設等利用費は、市から保護者にお支払いします。 手続きは後日、認可外保育施設を通じて通知する予定です。 	<p>【必要となる手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等利用費給付の対象施設の確認が必要となります。 市へ確認申請書をご提出ください。 ○ 原則として、<u>国の定める指導監督基準を満たす(都道府県の証明を受ける)必要があります</u>。 都道府県の証明を受けていない施設は、5年間の猶予期間内に指導監督基準を満たしたことの証明を受けてください。 ○ 保育料はこれまでどおり保護者から徴収し、領収証等を発行してください。 ○ 給食費、延長料、入園金、行事費等の実費は無償化の対象外となりますので、保育料には含まないでください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園の認可や認可外保育施設の届出のない各種学校(インターナショナルスクール)は無償化の対象外となります。 ○ 認可外保育施設、病児保育、ファミリーサポート、ベビーシッターと併用した場合は、合算して月額37,000円が上限となります。 <p>★ 市町村民税非課税世帯の0歳～2歳児の子どもは月額42,000円。</p>
<p>企業主導型保育事業</p>	<p>現在通われている施設にお問い合わせください。</p>	<p>児童育成協会にお問い合わせください。</p>	